

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市新生児聴覚検査県外受検等補助金
補助事業等の 目 標	新生児聴覚検査に要した費用（以下「検査料」という。）の一部を助成することにより、聴覚障害の早期発見及び早期療育を促進する。
補助事業等の 対 象 者	市内に住所を有する新生児であって、里帰り出産等の理由により、県外の医療機関又は県内外の助産所において聴覚検査を受検することが適当であると認められるものの保護者
補助対象経費	県外の医療機関又は県内外の助産所において受検した新生児聴覚検査に係る検査料
補助金等の額 及びその算定 方法又は補助率	補助対象経費の額とし、市が一般社団法人長野県医師会と契約した新生児聴覚検査委託契約書に定める委託契約単価を上限とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 新生児聴覚検査の検査料は保険適用外であり、経済的な理由で検査が未実施とならないようにするため
補助事業等の 評 価	新生児聴覚検査の検査料の額を証する領収書等をもとに、補助事業の内容を審査し、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の 開 始 時 期	令和5年4月1日
補助事業等の 終 了 時 期	令和11年3月31日 【終了時期が3年を超える場合の理由】
情 報 の 公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	この取扱基準において「新生児聴覚検査」とは、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱（平成17年8月23日付け雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める新生児聴覚検査体制整備事業に基づき行われる検査をいう。
提 出 書 類	補助金の交付を受けようとする者は、新生児聴覚検査を受検した日から90日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 (1) 諏訪市新生児聴覚検査県外受検等補助金交付申請書（様式第2号-1） (2) 新生児聴覚検査の検査料の額を証する領収証等の写し (3) 母子健康手帳の新生児聴覚検査の受検結果が記録されたページ又は新生児聴覚検査の受検結果が確認できるものの写し 諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担 当 部 署	諏訪市 健康福祉部 健康推進課 健康支援係

令和 5年 3月15日 制定（令和 5年 4月 1日 施行）

令和 8年 3月31日 一部改正（令和 8年 4月 1日 施行）